

神戸薬科大学大学院学則

第1章 総 則

（設 置）

第1条 神戸薬科大学（以下「本学」という）に大学院（以下「本大学院」という）を置く。

（目 的）

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（組 織）

第3条 本大学院に薬学研究科（薬学専攻及び医療薬科学専攻）を置く。

（課 程）

第4条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程の修業年限は5年とし、前期2年及び後期3年に区分する。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程薬学専攻は、生命科学、創薬科学を基盤とし、専門的知識と基礎的な研究能力を持つ高度専門職能人として新規医薬品の創製などに係る研究者養成を目的とする。また、医療薬科学専攻は、生命薬学、医療薬学を基盤として医療現場における医薬品適正使用等の臨床薬学業務に対応できる高度職能人としての薬剤師養成を目的とする。

5 博士後期課程薬学専攻は、生命科学、創薬科学、医療薬学の分野において、研究者として自立して高度で先進的・創造的研究活動を推進できる研究者及び教育者の養成を目的とする。

（在学期間）

第5条 修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。

（収容定員）

第6条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程

薬学専攻 入学定員 36名
（収容定員 72名）

医療薬科学専攻 入学定員 20名
（収容定員 40名）

博士後期課程

薬学専攻 入学定員 6名
（収容定員 18名）

第2章 教員組織及び運営組織

（教員組織）

第7条 本大学院の教員には本学の教授、准教授、講師、助教及び助手をあてる。

2 前項に掲げる教員のほかに非常勤の講師を置くことができる。

（運営組織）

第8条 本大学院の運営のために大学院教授会を置く。

2 大学院教授会は、大学院薬学研究科長を置き、学長がこの任にあたる。

3 大学院教授会は、大学院薬学研究科長及び本大学院の教授をもって組織する。ただし、必要があるときは本大学院の教員を加えることができる。

4 大学院教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 大学院の教育課程及び履修基準に関する事項
- (3) 試験及び入学、転入学、休学、転学、退学及び復学などに関する事項
- (4) 研究の指導及び学位の授与に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) その他、大学院に関する重要事項

5 大学院教授会に関する規程は、別に定める。

第3章 教育課程、履修方法及び課程修了の認定など

（授業科目及び単位数）

第9条 本大学院に課する授業科目及び履修単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、大学院教授会の議を経て、一部変更することがある。

2 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む）とあらかじめ協議の上、当該他大学院の授業科目を履修させることができる。

3 前項の規定により履修した授業科目の単位数は、10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

4 本大学院において教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に他の大学院（外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範

围で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

5 第39条で定める本大学院の科目等履修生であった者が、本大学院に入学した場合は、10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものと認定することができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第9条の2 本大学院は研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(修了要件)

第10条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士課程の修了要件は、本大学院に5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(指導教員並びに研究指導)

第11条 大学院教授会は、学生の履修を指導するために学生ごとに指導教員を定めなければならない。

2 指導教員は、当該学生の本大学院における研究一般及び学位論文の作成について指導する。

3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む)又は研究所等(外国の研究所等を含む)とあらかじめ協議の上、学生が当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。また、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。ただし、博士後期課程の学生においては、大学院教授会が必要と認めた場合には、1年を超えて他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。

4 本大学院において教育上有益と認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(研究のための留学)

第12条 前条の規定に基づき、他の大学院(外国の大学院を含む)又は研究所等(外国の研究所等を含む)に留学しようとする者は、大学院教授会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第5条の標準修業年限に算入する。

(履修授業科目の届出)

第13条 学生は、指導教員の指示によって履修しようとする授業科目を学年又は学期の始めに教務課に届け出なければならない。

(単位修得の認定)

第14条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告などにより担当教員が行うものとする。

2 病気その他やむを得ない事情のため試験を受けることができなかった者は、大学院教授会が必要と認めた場合、追試験及び再試験を行うことができる。

(成績の評価)

第15条 成績の評価は、100点から90点を秀、89点から80点を優、79点から70点を良、69点から60点を可、59点以下を不可とする。秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(学位論文の審査)

第16条 学位論文の審査は、大学院教授会において選出された審査委員の2名以上で構成する審査委員会で論文内容、論文発表会での発表、質疑に対する対応などを総合的に評価して行う。この場合、当該学生の指導教員を主査とする。

(最終試験)

第17条 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連ある授業科目について筆答又は口答により審査委員会が行う。

(学位論文及び最終試験の認定)

第18条 学位論文及び最終試験の合否は、審査委員会の報告に基づいて大学院教授会が認定する。

(学位授与)

第19条 本大学院の修士課程を修了した者には、修士(薬学)の学位を授与する。

2 本大学院の博士後期課程を修了した者には、博士(薬学)の学位を授与する。

第4章 入学、転入学、休学、 転学、退学及び復学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学者の資格）

第21条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年以上の教育を受けた者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、第1号と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、学校教育における18年以上の教育を受けた者
- (3) 本大学院において、第1号と同等以上の学力があると認めた者

（入学志願の手続）

第22条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

2 入学志願の期日及び入学検定料は、別に定める。

（入学選考）

第23条 入学志願者に対しては、学力、健康その他について選考の上、入学を許可する。

2 選考の方法及び期日は、別に定める。

（転入学）

第24条 他の大学院に入学している者が、その大学院の許可を受けて、本大学院に転入学を願出たときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可することがある。

（入学手続）

第25条 入学又は転入学を許可された者は、保証人を定めて指定の期日までに、所定の納付金と次の書類を提出しなければならない。ただし、修士課程への入学を許可された本学学部出身者及び博士後期課程への入学を許可された本大学院修士課程出身者は、提出書類中指定するものを省略することができる。また、社会人学生に限り、保証人を定める必要はない。

- (1) 誓約書
- (2) 入学資格を証明する書類

2 正当な理由なくしてこの手続を履行しないときは、入学の許可を取り消す。

（保証人）

第26条 保証人は、本人の父母等の親権者であり、あるいはこれに準ずる成人者であって本人在学中一切の責任を負う者でなければならない。

（休学）

第27条 病気その他やむを得ない事由により就学できないときは、保証人連署の上、願出で許可を受けて休学することができる。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。

3 休学の期間は、第5条の在学年数に算入しない。

（転学）

第28条 他の大学院へ転学しようとする者は、保証人連署の上、あらかじめ願出で許可を受けなければならない。

（退学）

第29条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、願出で許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、退学の措置をとる。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促を受けても納めない者
- (2) 第5条に定める在学年限を超えた者
- (3) 死亡その他の事由で成業の見込がないと認めた者

3 退学は、大学院教授会で審議の上、決定する。

（復学）

第30条 休学又は退学した者が復学しようとするときは、保証人連署の上、復学を願出で許可を受けなければならない。

2 休学者の復学は、各期の始めとする。ただし、特別な事由があるときは、審議の上、前項以外の復学を認めることがある。

3 退学者の復学は、退学後3年以内の者に限り、またその時期は学年の始めとする。

4 第29条第2項第1号の規定による退学者が復学しようとするときは、未納の授業料を納入し、保証人連署の上、願出で許可を受けなければならない。

5 第29条第2項第1号の規定による退学者の復学は、退学の効力が生じたときから2年以内の者に限り、また復学の時期は、各期の始めとする。ただし、退学手続を行った日から7日以内に所定の復学手続を完了した者については、退学日と同日付の復学を認めることがある。

6 復学時の学年は、審議の上、決定する。

第5章 学年、学期及び休講日

(学 年)

第31条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第32条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休講日)

第33条 休講日は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、期間、期日を変更することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学の創立記念日（4月27日）
- (4) 春季休講日 4月1日～4月7日
夏季休講日 7月21日～9月15日
冬季休講日 12月21日～翌年1月10日
- (5) 臨時の休講日は、その都度定める。

第6章 入学検定料、入学金及び学費

(納付金)

第34条 納付金は、入学検定料、入学金及び学費（授業料等）とし、その額は別表第2のとおりとする。

- 2 入学検定料は出願時に、入学金は入学手続き時に納入しなければならない。
- 3 授業料は、下記の期間内にそれぞれ納入しなければならない。ただし、延納が認められたときは、その期日までに納入しなければならない。

前期分 4月1日から4月30日まで

後期分 10月1日から10月31日まで

- 4 新入生については、前期分を入学手続き時に納入しなければならない。

(延 納)

第35条 前条に定める期間内に授業料及びその他の納付金を納入できない者は、この期間内に保証人連署の上、延納願を提出し許可を受けなければならない。

- 2 延納の最終期日は、前期は5月31日、後期は11月30日とする。

(休学者の納付金)

第36条 休学者の休学期間中の授業料は、その2分の1の額を月割りで免除する。なお、計算の結果生じた百円未満の端数は、四捨五入する。

(納付金の還付)

第37条 一旦納入した納付金は、次の各号に定める場合を除き還付しない。

- (1) 一般入学試験及び社会人特別選抜試験において、入学手続き時に授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合は、納入した授業料を還付する。
- (2) 前条（休学者の授業料）に該当した場合。

第7章 外国人留学生

(外国人留学生の取扱い)

第38条 外国人で本大学院に入学を志願する者があるときは、別に定める規程により選考の上、入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生は、定員内とする。
- 3 本大学院学則は、特に定めるもののほか外国人留学生にも適用する。

第8章 科目等履修生、聴講生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第39条 本大学院の授業科目のうち特定の科目について履修を願い出る者があるときには大学院教授会で審議の上、科目等履修生として学修を許可することがある。

- 2 科目等履修生を志願することができる者は、第21条に定める者とする。
- 3 科目等履修生の登録料及び履修料は別表第3のとおりとする。
- 4 科目等履修生に対する単位の認定については、第14条、第15条の規定を準用する。

(聴講生)

第40条 本大学院の授業科目のうち特定の科目について聴講を願い出る者があるときには大学院教授会で審議の上、聴講生として学修を許可することがある。

- 2 聴講生を志願することができる者は、第21条に定める者とする。
- 3 聴講生の登録料及び聴講料は別表第3のとおりとする。

(特別研究学生)

第41条 他の大学院（外国の大学院を含む）の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを願い出る者があるときは、大学院教授会で審議の上、特別研究学生として学修を許可することがある。

- 2 特別研究学生に関する規程は、別に定める。

（学則の準用）

第42条 科目等履修生、聴講生及び特別研究学生は一般学生とともに授業を受けるものとする。

2 科目等履修生、聴講生及び特別研究学生には大学院学則第5条、第6条、第9条～第12条、第16条～第20条、第22条～第30条、第34条～第36条、第38条を除いて準用する。

第9章 懲 戒

（懲 戒）

第43条 本大学院学則又は本大学院の諸規則を守らず、学生の義務を怠り、学生の本分に反する行為があったと認められた者は、その軽重に従い大学院教授会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は本学学則の規定を準用する。

附 則

1 この大学院学則は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、この学則が適用できない部分のある本大学院学生については、その部分のみ旧学則を準用する。

2 この大学院学則に定めるもののほか、本大学院学生に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

昭和50年4月1日改正

昭和53年4月1日改正

昭和53年7月1日改正

昭和54年4月1日改正

昭和55年4月1日改正

昭和57年4月1日改正

昭和59年4月1日改正

昭和60年4月1日改正

昭和61年4月1日改正

昭和62年4月1日改正

昭和63年4月1日改正

昭和63年10月1日改正

平成2年4月1日改正

平成3年10月1日改正

平成4年4月1日改正

平成4年5月22日改正

平成5年4月1日改正

平成5年5月25日改正

平成6年4月1日改正

平成7年4月1日改正

平成7年9月19日改正

平成8年4月1日改正

平成9年4月1日改正

平成10年4月1日改正

平成11年4月1日改正

平成12年4月1日改正

平成13年4月1日改正

平成14年4月1日改正

平成15年4月1日改正

平成17年4月1日改正

平成18年4月1日改正

平成19年4月1日改正

平成20年4月1日改正

平成20年4月7日改正

平成21年4月1日改正

平成21年4月6日改正

第9条 別表第1-1 薬学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	必 修	選 択
薬化学特論		1
生薬化学特論		1
薬品化学特論		1
生命有機化学特論		1
衛生化学特論		1
微生物化学特論		1
生化学特論		1
薬品物理化学特論		1
機能性分子化学特論		1
薬剤設計学特論		1
生命分析化学特論		1
臨床検査学特論*		1
病態生理学特論演習*		1
臨床薬理学特論*		1
臨床薬物動態学特論*		1
医療情報評価学特論演習*		1
医療倫理学特論*		1
医療リスクマネジメント*		0.5
臨床医学各論、内科系		1
臨床医学各論、外科系		1
ファーマシューティカルケア特論		1
医療実務研修特論Ⅰ		1
医療実務研修特論Ⅱ		0.5
臨床薬学教育指導特論		0.5
薬学演習	6	
病院・薬局研修		6
薬学課題研究Ⅰ		6
薬学課題研究Ⅱ	8	

修士課程の修得すべき単位数の内訳は以下の通りである。

講義科目：講義科目から指導教員の担当する特論科目を含めて、10単位以上を選択し、修得することとする（5単位までは医療薬学専攻の講義科目を修得してもよい）。ただし、臨床薬学コースは指定科目（*印）6.5単位を必修とする。

演習：薬学演習6単位を修得することとする。

実務研修：臨床薬学コースは病院・薬局研修6単位を修得することとする。

課題研究：薬学課題研究Ⅰ6単位及び薬学課題研究Ⅱ8単位の計14単位を修得することとする。ただし、臨床薬学コースは病院・薬局研修を薬学課題研究Ⅰに読み替えることとする。

第9条 別表第1-2 医療薬学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	必 修	選 択
衛生化学特論		1
微生物化学特論		1
生化学特論		1
薬剤設計学特論		1
臨床検査学特論*		1
病態生理学特論演習*		1
臨床薬理学特論*		1
臨床薬物動態学特論*		1
医療情報評価学特論演習*		1
医療倫理学特論*		1
医療リスクマネジメント*		0.5
臨床医学各論、内科系		1
臨床医学各論、外科系		1
ファーマシューティカルケア特論		1
臨床心理学特論演習		0.5
臨床コミュニケーション特論演習		0.5
看護ケア特論		0.5
薬剤疫学統計特論演習		0.5
処方解析学特論演習		0.5
医療実務英語特論演習		0.5
輸液処方学特論演習		0.5
医薬品臨床開発特論Ⅰ（CRO）		0.5
医薬品臨床開発特論Ⅱ（CRC・SMO）		0.5
臨床薬学実習Ⅰ		0.5
臨床薬学実習Ⅱ		0.5
医療実務研修特論Ⅰ		1
医療実務研修特論Ⅱ		0.5
臨床薬学教育指導特論		0.5
抗加齢医学特論		0.5
医療薬学演習	6	
病院・薬局研修		6
医療薬学課題研究Ⅰ		6
医療薬学課題研究Ⅱ	8	

修士課程の修得すべき単位数の内訳は以下の通りである。

講義科目：講義科目から指導教員の担当する特論科目を含めて、10単位以上を選択し、修得することとする（5単位までは薬学専攻の講義科目を修得してもよい）。ただし、臨床薬学コースは指定科目（*印）6.5単位を必修とする。

演習：医療薬学演習6単位を修得することとする。

実務研修：臨床薬学コースは病院・薬局研修6単位を修得することとする。

課題研究：医療薬学課題研究Ⅰ6単位及び医療薬学課題研究Ⅱ8単位の計14単位を修得することとする。ただし、臨床薬学コースは病院・薬局研修を医療薬学課題研究Ⅰに読み替えることとする。

第36条 別表第2

入学検定料	35,000円
入 学 金	250,000円
授 業 料	710,000円
年 前 期 分	355,000円
後 期 分	355,000円

ただし、本学学部卒業者が修士課程に進学する場合は、入学金のうち100,000円を免除する。また、本大学院修士課程修了者が博士後期課程に進学する場合は、入学検定料及び入学金を免除する。

本大学院博士後期課程3年次を終えた者が、博士学位論文完成の必要上、その後も引き続いて在籍する場合には3年次終了後の期間の授業料は全額を免除する。ただし、この期間は第5条に定める年限を超えることはできない。

第39条、第40条 別表第3

科目等履修生	登録料	入 学 時	10,000円
	履修料	1単位につき	20,000円
聴 講 生	登録料	入 学 時	10,000円
	履修料	1単位につき	10,000円

別表

1 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

(A4版縦)

第 号
卒業証書・学位記
(本籍(都道府県名))
氏名
年 月 日生
本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士(薬学)の学位を授与する。
年 月 日
神戸薬科大学長
氏 名 印

(A4版縦)

修第 号
学 位 記
(本籍(都道府県名))
氏名
年 月 日生
本学大学院薬学研究科修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(薬学)の学位を授与する。
論文題目
年 月 日
神戸薬科大学長
氏 名 印

平成10年1月1日改正

博第 号
学 位 記
(本籍(都道府県名))
氏名
年 月 日生
本学大学院薬学研究科博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(薬学)の学位を授与する。
論文題目
年 月 日
神戸薬科大学長
氏 名 印

2 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

論博第 号
学 位 記
(本籍(都道府県名))
氏名
年 月 日生
本学に学位論文を提出しその審査及び試験に合格しかつ所定の学力を有するものと認めためたので博士(薬学)の学位を授与する。
論文題目
年 月 日
神戸薬科大学長
氏 名 印

3 学位申請関係書類の様式

(1) 第5条第1項の規定による修士論文審査願の様式

指導教員 ㊟
修士学位論文審査願
年 月 日
神戸薬科大学長 様
氏名 ㊟
このたび修士（薬学）の学位を受けたく下記題目の学位論文に論文内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査料 円を添えて提出しますので審査下さるようお願いいたします。
記
学位論文の題目
備考1 論文題目が外国語の場合は和訳を付記すること。
2 用紙はA4版上質紙とすること。

(2) 第5条第1項の規定による博士論文審査願の様式

指導教員 ㊟
博士学位論文審査願
年 月 日
神戸薬科大学長 様
氏名 ㊟
このたび博士（薬学）の学位を受けたく下記題目の学位論文に論文内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査料 円を添えて提出しますので審査下さるようお願いいたします。
記
学位論文の題目
備考1 論文題目が外国語の場合は和訳を付記すること。
2 用紙はA4版上質紙とすること。

(3) 第5条第2項の規定による外国語試験受験願の様式

推薦教員 ㊟
外国語試験受験願
年 月 日
神戸薬科大学長 様
住所〒 氏名 ㊟
このたび博士（薬学）の学位に必要な外国語試験（英語）を受験いたしました、よろしく願いいたします。
備考：用紙はA4版上質紙とする。

(4) 第5条第5項の規定による学位授与願の様式

推薦教員 ㊟
学位授与願
年 月 日
神戸薬科大学長 様
住所〒 氏名 ㊟
このたび博士（薬学）の学位を受けたく、下記題目の学位論文に、論文内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査料 円を添えて提出しますのでよろしく願いいたします。
記
学位論文の題目
備考1 論文題目が外国語の場合は和訳を付記すること。
2 用紙はA4版上質紙とする。

別紙

—提出書類及び論文審査関係書類—

様式 I（修士論文関係）

I-1 学位論文審査願：学位規程別紙3の(1)参照

I-2 修士学位論文

A4版原稿用紙に記し（ワープロで作成するときには白紙に原則として横35～40字、縦30～40行）、両面コピーとし、A4版のファイルにとじる。ファイルの表紙並びに背中に論文題目、研究分野、氏名を記すとともに、論文の初めに表紙及び目次をつけること（原稿用紙又は白紙、下図参照）。論文は自筆、コピーいずれでもよい。

欧文で論文を書く場合には、A4版用紙に横書き、ダブルスペースでタイプで記すこと。その他は和文の場合と同じ。

〔例〕 〈A4版ファイル〉

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○の合成に 関する研究</p> <p>2013</p> <p>薬品化学 神戸花子</p>	<p>○○○○の合成に</p> <p>_____</p> <p>関する研究</p> <p>_____</p> <p>2013</p> <p>_____</p> <p>薬品化学</p> <p>_____</p> <p>神戸花子</p> <p>_____</p>
---	---	---

表紙及び目次

<p>○○○○の合成に</p> <p>関する研究</p> <p>2013</p> <p>薬品化学</p> <p>神戸花子</p>	<p>目次</p> <p>総論の部</p> <p>1. 緒言……………(1)</p> <p>2. ×××……………(3)</p> <p>3. △△△……………(7)</p> <p>……………</p> <p>……………</p> <p>……………</p> <p>実験の部</p> <p>1. ○○○……………(30)</p> <p>2. ×××……………(30)</p> <p>……………</p>
--	--

（注）目次の総論の部、実験の部に分けているのは一例であり、特にこの形式にこだわる必要はない。

薬学研究科
薬学専攻
後期課程
博士課程

I-3 修士論文発表会の講演要旨

所定の用紙（A4版両面コピー、横書き、ワープロで作成するときには、白紙に原則として横35～40字、縦30～40行で記すこと。）に下図のように記すこと。4ページ以内。

[例]

<p>(修士論文発表の講演要旨)</p> <p>○○○○の合成に関する研究</p> <p style="text-align: center;">薬品化学 神戸花子</p> <p>(諸言)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">文 献</p> <p>1),</p> <p>2),</p> <p style="text-align: center;">4</p>
---	--

(注) 標題の上に必ず、(修士論文発表の講演要旨)の文字を入れること。

I-4 論文内容の要旨

I-3と同じものか、又は次の形式のもの。A4版両面コピー（ワープロで作成するときには、白紙に原則として横35～40字、縦30～40行で記すこと。）4ページ以内。

[例]

<p>(論文内容の要旨)</p> <p>○○○○の合成に関する研究</p> <p style="text-align: center;">薬品化学 神戸花子</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">文 献</p> <p>1),</p> <p>2),</p> <p style="text-align: center;">4</p>
---	--

(注) I-3と同じものを提出するときは、標題の上に必ず、(論文内容の要旨)の文字を入れること。

I-5 論文目録（A4版）

〔例〕

論 文 目 録

薬品化学
神戸花子

1. 主論文： ○○○○の合成に関する研究

2. 参考論文：

(1)

(2)

(注) 1. 参考論文のないときは、(1)なしとする。なお、修士論文のときの参考論文とは、主論文の内容を学会誌等に発表したものを含む。

2. 論文題目が外国語のときは和訳を付けること。

3. 参考論文は、題目、雑誌名、巻、(号) ページ○～○ (年) のように記すこと。

I-6 履歴書

A4版横書きとし、氏名（ふりがな・押印不要）、生年月日、本籍地（都道府県名のみ）、現住所、学歴（高卒以上）、職歴の順に記し、写真の添付は不要。なお、市販履歴書用紙を使用してもよい。

I-7 本細則第6条の審査委員会より大学院教授会への報告書

（A4版、次の例に従う。）

年 月 日

神戸薬科大学薬学研究科
大 学 院 教 授 会 様
審査委員

職	氏名	
主査	〃	㊟
副査	〃	㊟

報 告 書

本学学位規程第9条により、本学大学院学則第11条第1項該当者の学位論文内容審査、並びに最終試験の結果を下記のとおり報告する。

記

1. 学位論文審査結果
論文題目：
(内容)

上記の論文は修士（薬学）論文として、
適当・不適当と判定する。

2. 最終試験結果
年 月 日 時から 時まで口答・
筆答試験より最終試験を行い、合格・
不合格と決定した。

様式II（課程博士関係）

II-1 学位論文審査願：学位規程別紙3の(2)参照

II-2 学位論文

様式I-2に準じる。ただし、研究分野の所属（例：薬品化学）を省略してもよい。

以下II-3～II-6も同じ。印刷した学位論文を提出する場合にはA4版横書きとし、表紙及び背中に様式I-2と同様の記入をすること。

博士課程後期薬学専攻

II-3 本細則第9条の総説講演要旨及び第10条の博士論文発表会の講演要旨：様式I-3に準じ
るが、枚数は4枚（8ページ）以内とする。

II-4 論文内容の要旨及び論文目録をとじるための表紙

下記II-5の論文内容の要旨及びII-6の論文目録は、次の表紙をつけて1部ずつとじ込むこ
と。

〔例〕（表紙）A4版

<p>○○○○の合成に 関する研究</p> <p>論文内容の要旨 論文目録</p> <p>2013</p> <p>薬品化学 神戸花子</p>
--

とじる順序

1. 表紙
2. 論文内容の要旨
3. 論文目録

II-5 論文内容の要旨：様式I-4に準ずる（4～8ページ）。

II-6 論文目録：（A4版）

<p>論文目録</p> <p>薬品化学 神戸花子</p>
<p>主論文</p> <p>1. 題目 △△△の化学反応に関する研究（論文題 目が外国語の場合は和訳をつけること）</p> <p>2. 公表の方法、時期</p> <p>第1章 ○○○の研究</p> <p>第1節 ×××の合成（投稿論文①）</p> <p>第2節 □□□の合成（投稿論文②）</p> <p>第3節 ◇◇◇の合成（投稿論文③）</p> <p>第2章 ●●●の化学反応（投稿論文④、⑤、⑥）</p> <p>第1節 _____</p> <p>第2節 _____</p> <p>第3節 _____</p> <p>（注：一つの章で節ごとに投稿論文が異なるときには、 上記第1章のように記すが、一つの章全部の投稿論文 が共通しているときには、上記第2章のように記す）</p> <p>投稿論文①：投稿論文表題 神戸花子、……………（共著者氏名）…………… Chem. Pharm., Bull., 95(8). 9-16 (2011) に掲載。</p> <p>投稿論文②：投稿論文表題 ……………（共著者氏名）……………、神戸花子 J. Biol. Chem.に掲載予定。（又は投稿予定）</p> <p>投稿論文③：…………… （以下同じ）</p> <p>参考論文</p> <p>1. ○○○の研究（以下上記と同じ書き方）</p> <p>2. ………………</p> <p>（注：参考論文がないときには、1. なしとする）</p>

II-7 共著者の承諾書（A4版）

年 月 日

共著者承諾書

神戸薬科大学長
○○○○ 様

共著者氏名 ㊟

学位授与申請者△△△△が下記論文を学位論文の一部として使用することを承諾します。

記

1. 著者名（全員）、論文題名、雑誌名、巻（号）、ページ（初めと終わり）、（年）
2. ……………
3. ……………

II-8 履歴書：様式I-6に準じる。

II-9 本細則第13条による審査委員会より大学院教授会への報告書（A4版）

年 月 日

神戸薬科大学大学院
薬学研究科
大学院教授会 様
審査委員

	職	氏名	㊟
主査	〃	〃	㊟
副査	〃	〃	㊟
副査	〃	〃	㊟
副査	〃	〃	㊟

報 告 書

本学学位規程第9条により、本学学則第11条第2項該当者○○○○の学位論文内容審査、並びに最終試験の結果を下記のとおり報告する。

記

1. 学位論文審査結果
論文題目：○○○○の合成に関する研究
(内容) ……………

……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………

上記の論文は博士（薬学）論文として、
適当・不適当と判定する。

2. 最終試験結果
年 月 日 時から 時まで口答・
筆答・口述試問により最終試験を行い、
合格・不合格と決定した。

博士 薬学研究科薬学専攻
後期課程

II-10 本細則第16条による公表する学位論文の要旨及び論文審査結果の要旨の様式

(A4版で、下記の様式のを印刷公表する。)

<p style="text-align: center;">フリガナ</p> <p>氏名(本籍) ○○○○(○○県)</p> <p>学位の種類 博士(薬学)</p> <p>学位記番号 博第 号</p> <p>学位授与年月日 年 月 日</p> <p>学位授与の条件 学位規程第3条 第1項該当者</p> <p>学位論文の題名 △△△△△△ 職 氏名</p> <p>論文審査委員 主査 " " 副査 " " 副査 " " 副査 " "</p>	<p>論文審査の結果の要旨 (1ページ以内)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p style="text-align: center;">論文内容の要旨 (8ページ以内)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	

様式III (論文博士関係)

III-1 外国語試験受験願：学位規程別表3-(3)参照。

III-2 予備審査願 (A4横書き)

<p>推薦教員 ㊟</p> <p>予 備 審 査 願</p> <p>年 月 日</p> <p>神戸薬科大学長 様</p> <p>住所〒 氏名 ㊟</p> <p>神戸薬科大学学位規程施行細則第19条 により、学位論文の予備審査を受けた く、所定の書類を添えて提出しますか ら、よろしく願ひいたします。</p>
--

III-3 学位論文：様式I-2に準じる。ただし、研究分野の所属(例：薬品化学)を省略してもよい。以下III-4～III-7も同じ。印刷した学位論文を提出する場合にはA4版横書きとし、表紙及び背中に様式I-2と同様の記入をすること。

III-4 本細則第20条の口述発表会の要旨：様式I-3に準じるが、枚数は4枚(8ページ)以内とする。

Ⅲ－5 表紙：様式Ⅱ－4に準じる。

Ⅲ－6 論文内容の要旨：様式Ⅰ－4に準じる。（4～8ページ）

Ⅲ－7 論文目録：様式Ⅱ－6に準じる。

Ⅲ－8 共著者の承諾書：様式Ⅱ－7に準じる。

Ⅲ－9 履歴書：様式Ⅰ－6に準じる。ただし、予備審査のときに提出するものは本人の写真を添付する。

Ⅲ－10 各所属長の研究歴証明書（A4版上質紙）

年 月 日
神戸薬科大学長
様
○○○研究所長
△△△△印
このたび貴学に対し博士（薬学）授 与の申請をしている×××君は、当 所において下記のとおり研究に従事し ていたことを証明します。
記
1. 研究題目：○○○○に関する研究
2. 期 間： 年 月 日から 年 月 日まで

（注）研究の場所が2か所以上にわたっている場合は、それぞれの所属長よりの証明書が必要。

Ⅲ－11 学位授与願：学位規程別表3-(4)参照。

Ⅲ-12 本細則第24条による審査委員会より大学院教授会への報告書（A4版）

年 月 日

神戸薬科大学大学院
薬学研究科
大学院教授会 様

審査委員

職	氏名	
主査	〃	〃 ㊟
副査	〃	〃 ㊟
副査	〃	〃 ㊟
副査	〃	〃 ㊟

報 告 書

本学学位規程第9条により、本学学位規程第3条第2項該当者〇〇〇〇の学位論文内容審査、学力の確認並びに最終試験の結果を下記のとおり報告します。

記

1. 学位論文審査結果
論文題目：
(内容)

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

上記の論文は博士（薬学）論文として、
適当・不適当と判定する。

（続く）

2. 学力の確認

①専攻及び関連学術に関する総説講演とこれに対する口答試問
期日： 年 月 日 時から 時まで
結果：合格・不合格

②基礎学力確認のための口答・筆答試問
期日： 年 月 日 時から 時まで
結果：合格・不合格

3. 最終試験
年 月 日 時から 時まで
口答・筆答試問により最終試験を行い、合格・不合格と決定した。

Ⅲ-13 本細則第27条の公表する学位論文の要旨及び審査の要旨：様式Ⅱ-10による。

ただし、学位記番号は論博第 号、学位授与の条件は、学位規程第3条第2項該当者とす
る。

Ⅲ-14 本細則第20条による審査委員会より大学院教授会への報告書（A4版）

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神戸薬科大学大学院 薬学研究科 大学院教授会 様</p> <p style="padding-left: 40px;">審査委員</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">職</th> <th style="text-align: left;">氏名</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主査</td> <td>〃</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td>副査</td> <td>〃</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td>副査</td> <td>〃</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td>副査</td> <td>〃</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">報 告 書</p> <p>本学学位規程第9条により、本学学位規程第3条第2項該当者〇〇〇〇の学位論文内容の予備審査結果を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 学位論文予備審査結果 論文題目：</p>	職	氏名		主査	〃	㊟	副査	〃	㊟	副査	〃	㊟	副査	〃	㊟	<p>(内容)</p> <p style="text-align: center;">上記の論文は博士（薬学）論文として、 適当・不適当と判定する。</p>
職	氏名															
主査	〃	㊟														
副査	〃	㊟														
副査	〃	㊟														
副査	〃	㊟														

薬学
研究科
後期
薬学専攻
課程
博士課程